

**令和5年度県内旅行商品造成・販売業務
企画提案コンペに関する質問に対する回答**

質問	回答
<p>【質問項目1】 項番2「委託業務の内容」 (4) 旅行商品造成・販売数等について ア 宿泊旅行の場合の(イ)、(ウ)、(エ)については、(ア)に記載の一人泊あたり6,000円にそれぞれ加算額でよろしいでしょうか。</p> <p>同様に、イ 日帰り旅行の場合についても(イ)(ウ)(エ)については、(ア)の旅行者一人あたり2,000円にそれぞれ加算額でよろしいでしょうか。</p>	<p>宿泊旅行の場合の(イ)、(ウ)、(エ)及び日帰り旅行の場合の(イ)、(ウ)は「1人当たり」の加算です。考え方については、以下を参考にしてください。</p> <p>例1) 大人1人、3泊4日で1日目に「みえのイマココ旅」を活用し、2日目に「県内のローカル鉄道」を活用した旅行商品を販売した場合の費用の支払い額は以下になります。</p> <p>・3泊×6,000円(ア)+2,000円(イ)+2,000円(ウ)+2,000円(エ)=24,000円</p> <p>例2) 大人1人、日帰りで「県内のローカル鉄道」を活用した旅行商品を販売した場合の費用の支払い額は以下になります。</p> <p>・2,000円(ア)+1,000円(ウ)=3,000円</p>
<p>【質問項目2】 ・造成販売費用を旅行代金に充当してお値打に見せる場合において、パンフレットにその旨記載してもよろしいでしょうか。 (例:この商品は三重県から〇,〇〇〇円の補助をいただきお値打になっております!)</p>	<p>造成会社ごとに割引額が異なる場合や、この事業にのみ補助が発生している等の誤解を招きかねないため、「三重県から〇,〇〇〇円の補助をいただき・・・」等の記載は、原則として認められません。</p>
<p>【質問項目3】 ・お客様の参加条件に、ワクチンパッケージを適用するか否かについては、各社ごとの判断としてよろしいでしょうか。</p>	<p>各社ごとの判断ではなく、原則として、この事業としての統一した基準に基づく運用となります。</p>